



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2015. 9 No. **350**



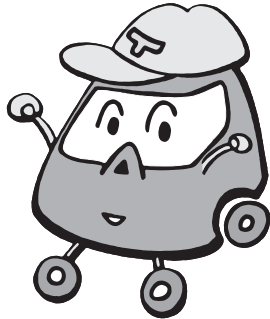
旧外国人居留地15番館(神戸市)

主な記事

- トラック運転者のフェリー乗船時間を休憩時間として取り扱うことになりました。
「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について
- 自動車点検整備推進運動の実施について
- 平成27年秋の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画
- トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の開催について

主な同封物

- 運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミナー」のご案内
- 秋の全国交通安全運動



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通省)トラック運転者のフェリー乗船時間を休憩時間として取り扱うことになりました。	
「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について	1
自動車点検整備推進運動の実施について(依頼).....	4
(兵庫県)10月は「地球環境時代!新しいライフスタイル展開キャンペーン」	
月間です。.....	5
○ 全ト協からのお知らせ	
平成27年秋の全国交通安全運動	
公益社団法人全日本トラック協会実施計画.....	6
○ 事務局からのお知らせ	
トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の開催について.....	9
安全指導12か月 今月の重点管理目標.....	10
委員会だより.....	12
○ 陸災防のページ	
平成27年秋の交通労働災害防止運動実施要綱.....	15
はい作業主任者技能講習会のお知らせ.....	18
○ 会員だより.....	23
○ 協会日誌.....	24



行政からのお知らせ



国土交通省

**トラック運転者のフェリー乗船時間を休息時間として
取り扱うことになりました。**

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」 の一部改正について

【改正内容】

- ・トラック運転者のフェリー乗船時の拘束時間及び休息期間については、これまで乗船時間のうち2時間（乗船時間が2時間未満の場合には、その時間）について拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱うことになっていました。しかし、今後はトラック運転者のフェリー乗船時間を原則として休息期間として取り扱うことになり、平成27年9月1日から施行されます。

- 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>一部改正 国自安第 104号 国自貨第 55号 平成27年 8月12日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長</p>
<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめましたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細</p>	<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめましたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細</p>

部取扱について」(平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。)は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2～第2条の8 (略)

第3条1.～2. (略)

3. 第4項関係 (別紙1参照)

(1)～(4) (略)

(5)勤務時間等基準告示中「改善基準告示において厚生労働省労働基準局長の定めるフェリーに乗船する場合における休息期間」とは、特例通達の4(1)に基づき、原則としてフェリー乗船時間とする。

4.～7. (略)

第4条～第31条 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成27年8月12日付け国自安第104号、国自貨第55号) 改正
後の通達は、平成27年9月1日から施行する。

部取扱について」(平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。)は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2～第2条の8 (略)

第3条1.～2. (略)

3. 第4項関係 (別紙1参照)

(1)～(4) (略)

(5)勤務時間等基準告示中「改善基準告示において厚生労働省労働基準局長の定めるフェリーに乗船する場合における休息期間」とは、特例通達の4(1)に基づき、フェリー乗船時間から2時間(フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間)を差し引いた時間とする。

4.～7. (略)

第4条～第31条 (略)

附 則 (略)

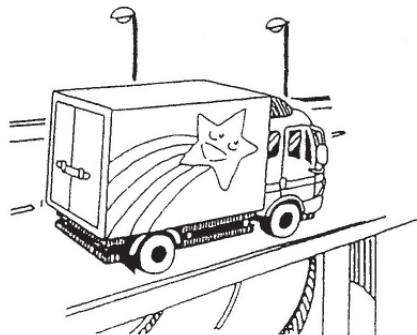
自動車点検整備推進運動の実施について(依頼)

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、大型自動車の車輪脱落事故やバスの車両火災の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排気ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられています。十分実施されているとはいえない状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組むことが必要です。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、実施要領に基づき、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしておりますのでご支援、ご協力頂きますようお願いいたします。

※実施細則につきましては、兵ト協HPをご覧ください。



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

10月は「地球環境時代！新しいライフスタイル展開キャンペーン」月間です。 ～環境にやさしい買い物をしましょう～

新しいライフスタイル委員会及び兵庫県が、地球環境時代における新しいライフスタイルの展開を促進するためのキャンペーンを実施します。

みなさんも、この機会にぜひ環境に配慮した消費行動をはじめ、地球環境に負荷を与えない生活を実践してみてください。

“みらいちゃん”
環境に
やさしい
買い物の
シンボルマーク



実施期間：平成27年10月1日（木）～10月31日（土）
地球環境時代！新しいライフスタイルを展開しよう～

実施主体：新しいライフスタイル委員会、兵庫県

地球環境時代に適応した新しいライフスタイルの展開とは…

地球温暖化、生物多様性、廃棄物などの地球問題の重大さを認識し、日常の身近なところから、地球環境に負荷を与えない生活を実践すること。

具体的には…

環境にやさしい買い物をしましょう

買い物袋を持参し、再生品・「地元産」「旬」のもの・包装の少ないもの・詰替用の商品・はかり売りのもの・容器は再利用できるもの・長く使えるもの・環境負荷の少ないものを選びましょう。

省エネ生活を徹底しましょう

人のいない部屋は消灯する、テレビをつけっぱなしにしない、外気温に注意し不要な冷暖房は控える、冷蔵庫は整理整頓し扉の開閉回数も少なくする、入浴時はお湯やシャワーの使いすぎに注意する、駐停車時はアイドリングストップするなど、地球と家計にやさしい省エネ生活を徹底しましょう。

お問い合わせ：兵庫県環境政策課活動支援班
TEL 078-362-3156

全ト協からのお知らせ

平成27年秋の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の平成27年秋の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、9月21日(月)から同月30日(水)までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国運動重点の「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

－記－

1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。特に、事業用トラックによる死亡事故の3割が交差点で発生している現状を踏まえ、(1)「交差点事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

<最重点推進項目>

(1) 交差点事故の防止

全ト協制作の「トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～」を活用した運転者教育を実施するとともに、横断歩道手前で最徐行又は一時停止し、左右をバランスよく安全確認することを徹底させ、交差点左折時の自転車巻き込み事故及び右折時の横断歩行者との接触事故の防止を図る。

<重点推進項目>

(2) 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもと高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行させる。

(3) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度で走行することを励行させる。

(4) シートベルトの正しい着用の徹底

運転者を含む全ての乗務員に対し、シートベルトの適正な着用を徹底させる。

(5) 飲酒運転の根絶

酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施を徹底する。

(6) 追突事故の防止

事業用トラックの事故原因の約半数を占める追突事故を防止するため、国土交通省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」等を活用し、追突事故防止の徹底を図る。

(7) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(8) 高速道路における事故の防止（『レッツブレイク！キャンペーン』※の推進）

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止を徹底させる。

※警察庁・国土交通省・全ト協・高速道路会社等が一体となった、高速道路における事故防止の取り組み

(9) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底させる。

(10) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等に基づき、点呼時等において運転者の健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

(11) 過労運転の防止

事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転の防止に努める。

(12) 「危険ドラッグ」の根絶

「危険ドラッグ」の使用による運転及び事故の根絶を図るため、社内安全教育や点呼時等

において、「危険ドラッグ」の使用による運転の悪質性・危険性を十分に理解させ、「危険ドラッグ」の根絶を徹底させる。

2. 車両の安全性確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考「事業用自動車安全通信」登録用URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)



OFF つづけていこうよ、明日のために…
エコドライブ推進中!
(一社)兵庫県トラック協会

事務局からのお知らせ

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の開催について

平成27年8月3日(月)兵庫県トラック総合会館において「第1回トラック輸送における取引環境・労働時間改善兵庫県地方協議会」が開催されました。協議会は、トラック運送業における労働時間の問題について、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善するのに困難な状況にあることから、行政(運輸局・労働局)、トラック運送事業者、学識経験者、荷主等が参加し、今後4年間をかけてトラック運転者の長時間労働を抑制するための環境整備を図るものです。

協議会では、神戸大学の小谷通泰大学院教授を座長として今後の取り組みや、運送業界を取り巻く環境や問題点等について話し合いがなされました。

今後の予定としては、まず運送業界の実態を把握するため、運送事業者20社の運転者100名から1週間分の労働実態についてアンケートを実施し、その結果を基に今後の対策を進めていくこととなりました。



＜運行管理者の皆様へ＞

安全指導12ヶ月

巡回指導の際に、運行管理者の方から「ドライバー指導をする上で、その季節・時期に応じた話のネタ探しに苦勞している。」とお聞きしています。そこで、**安全指導12ヶ月**を12回に亘って連載します。運転者指導の参考として下さい。
(兵ト協・適正化事業部)

9月

September

1日:防災の日 9日:救急の日
第3月曜日:敬老の日
21日~30日:秋の全国交通安全運動
23日:秋分の日(22日の年もある)

★安全指導・活動例

- 1 () 防災週間に伴う点検
(ヘルメット-発災時-防災資材等)
- 2 ()
- 3 ()
- 4 ()
- 5 ()
- 6 ()
- 7 ()
- 8 ()
- 9 () 追突事故防止の指導
- 10 ()
- 11 ()
- 12 ()
- 13 ()
- 14 ()
- 15 ()
- 16 ()
- 17 () 対自転車事故事例の検討会
- 18 ()
- 19 ()
- 20 ()
- 21 ()
- 22 ()
- 23 ()
- 24 () 運行ルートの再チェック
- 25 ()
- 26 ()
- 27 ()
- 28 ()
- 29 ()
- 30 ()

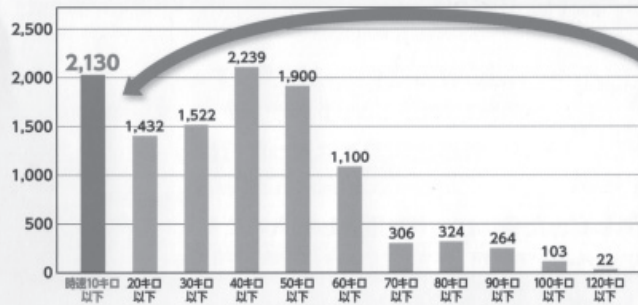
今月の重点管理目標 — 追突事故の防止 —

1 低速度での追突防止 対策を強化しよう

事業用トラックの事故類型別事故件数をみると、追突事故がいちばん多くて約半数を占めています。さらに、追突事故はスピードを出しているときに発生しているのではなく、「時速40キロ以下」、「10キロ以下」のスピードで多く発生しています。低スピードのときこそ、追突事故に注意させましょう。



●スピードを出していないとき、気を引き締めよう



事業用貨物自動車の危険認知速度別追突事故件数(平成24年)

ここに注目!
時速10キロ以下での追突事故が意外と多い

事故事例に学ぶ

スピードが落ちた前車のトラックに追突

2014年9月、三重県の名阪国道を走行中の中型トラックに後続の大型トラックが追突、追突された車が横転してドライバーが死亡しました。現場は緩い上り坂で、登坂のため中型トラックのスピードが落ちたのに気づかず、速度を保ってきた大型トラックが追突したものです。



教訓

漫然と前車に追従しないで、常に減速を予測し、車間距離を保とう

2 渋滞走行中の 追突事故に注意

渋滞に巻き込まれてノロノロ運転になると、だんだん気が緩んで運転以外の対象にわき見をしたりして、追突事故が起こりやすくなります。とくに、前車が車高が低い乗用車の場合には、目線を遠くに向けていると停止しているのに気づきにくいので注意が必要です。



3 台風など異常気象時の 通行ルートを 再チェックしておく

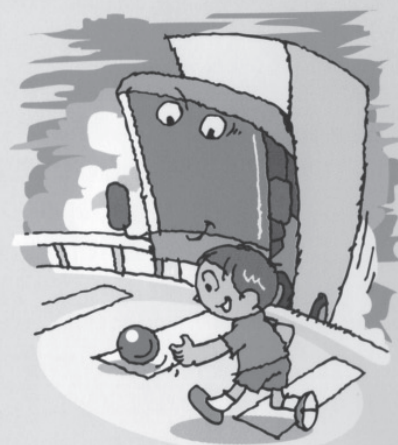
9月は台風の多い季節になりますので、大雨によって通行できなくなる可能性があります。とくに、アンダーパスになっている道路など水没する可能性があるところを事前にチェックしておき、大雨のときには迂回させるようにしてください。



事故防止の ヒント

発進時、歩行者の 直前横断に注意

大型トラックで発進するときには、直前を横断する歩行者が死角に入っていて気づかないで衝突することがあります。横断歩道の手前などで発進するときには、まず直前をチェックする習慣をつけましょう。



出典:運行管理者のための
安全指導12か月
(シンク出版株式会社)

委員会だより

平成27年度第2回総務委員会

日 時 平成27年7月31日(金)
場 所 兵庫県トラック総合会館

櫻井委員長、他委員14名が出席し、下の事項を協議しました。

委員長は、委員会規程6条により、櫻井光男副会長が就任。

副委員長は堀秀夫氏（和歌山運送株）と濱田長伸氏（株浜田運送）が選出。

協議事項

1. 副委員長の選出について
2. 協会荷物配送業務の委託について
3. 兵庫県道路運送経営研究会への寄付について
4. トラックの日の行事検討プロジェクト会議について
 - ・本年度より総務委員会から2名選出することとなり、堀秀夫委員と藤原康雄委員が選出。
5. その他
 - ・平成28年度税制改正・予算要望に関する活動計画について
 - ・全国トラック運送事業者大会について
 - ・トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会について
 - ・マイナンバー制度について
 - ・新型インフルエンザ等対策に関する業務計画
 - ・準中型自動車免許の新設等に係る道路交通法改正
 - ・平成27年度事業参加型エコプロジェクトの推進について
 - ・ドライバー採用・定着セミナーのご案内
 - ・交通安全祈願祭・慰霊祭について

平成27年度第1回物流政策・交付金委員会

日 時 平成27年8月3日(月)
場 所 兵庫県トラック総合会館

北野委員長、他委員23名が出席し、下の事項を協議しました。

委員長は、委員会規程6条により、北野穰副会長が就任。

副委員長は大亀保彦氏（株大木産業）と矢納利夫氏（株サラブエクスプレス）が選出。

協議事項

1. 副委員長の選出について
2. 平成27年度物流政策・交付金事業に関する施策について
 - ・平成28年度税制改正・予算要望に関する活動計画
 - ・平成27年度「中小企業大学校講座」受講促進
3. その他
 - ・トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会について
 - ・厚生労働省「職場意識改善助成金」案内
 - ・準中型免許の新設に係る道交法改正
 - ・長時間労働改善に向けた取り組み事例
4. 運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る関連資料について

平成27年度第1回交通対策委員会

日 時 平成27年8月5日(水)
場 所 兵庫県トラック総合会館

藤井委員長、他委員17名が出席し、下の事項を協議しました。

委員長は、委員会規程6条により、藤井和重副会長が就任。
副委員長は武田秀行氏（有三甲運送）と河田勝幸氏（龍野運送株）が選出。

協議事項

1. 副委員長の選出について
2. 平成27年度交通対策事業計画について
3. 平成27年度ドライバーコンテストについて
 - ・7/18に予定していたドライバーコンテストが台風の影響により中止になり全ト協大会への推薦選手を決めるための学科試験のみ実施することとなりました。
4. 「トラックの日の行事検討プロジェクト会議」委員の選出について
 - ・藤井和重副会長と武田秀行副委員長が委員に選出。
5. その他

平成27年度第1回環境対策委員会

日時 平成27年8月5日(水)
場所 兵庫県トラック総合会館

原岡委員長、他委員18名が出席し、下の事項を協議しました。

委員長は、委員会規程6条により、原岡謙一副会長が就任。
副委員長は黒田トオル氏（黒田運輸株）と脇村照彦氏（宍山一運送）が選出。

協議事項

1. 副委員長の選出について
2. 平成27年度環境対策事業計画について
3. その他
 - ・準中型免許の概要について
 - ・トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会について

平成27年度第1回輸送秩序確立委員会

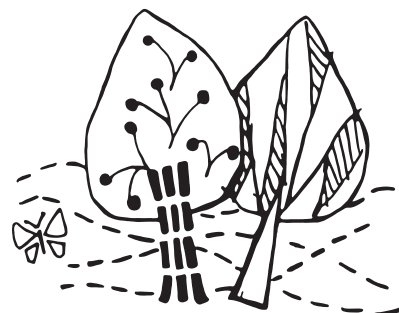
日時 平成27年8月21日(金)
場所 兵庫県トラック総合会館

亀田委員長、他委員19名が出席し、下の事項を協議しました。

委員長は、委員会規程6条により、亀田昌廣副会長が就任。
議事に先立ち、副委員長は藤尾健司氏（姫路合同貨物自動車株）と瀬村人士氏（株太陽商会）が選出。

協議事項

1. 平成27年度輸送秩序確立運動（全ト協）について
2. 平成27年度事業計画と進捗状況について
3. その他
 - ・トラック輸送における取引環境・労働時間改善 兵庫県地方協議会
 - ・平成26年度巡回指導状況
 - ・平成26年度苦情対応状況
 - ・運転者指導・監督指針の改正





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

平成27年秋の交通労働災害防止運動実施要綱

1 趣 旨

兵庫県での「秋の交通労働災害防止運動」は、秋の全国交通安全運動期間を含む9月を実施月間とし、「事業者はもとより行政、業種別労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進すること」を目的に、平成18年から実施し、今年で10回目を迎えます。

この間、交通労働災害による死亡者数は、平成21年に過去最少（4人）となったものの平成22年には14人と大幅に増加し、その後、一旦は減少したが平成25年は12人、平成26年は7人と、平成22年以降増減を繰り返しており着実な減少には至っていません。

また、交通労働災害による休業4日以上を含む死傷災害は、平成23年に減少して以降は毎年増加しており、平成25年は362件と平成24年より29件の増加、平成26年も388件と前年より26件の増加となっており、交通労働災害全体の増加により死亡者数も増加に転じることが懸念されるところです。

このため、今年も、秋の交通労働災害防止運動実施期間中の交通労働災害による死亡災害ゼロを目指し、それぞれの職場で交通労働災害防止活動の着実な実行を図ります。

2 期 間

平成27年9月1日から平成27年9月30日まで

3 主唱者

兵庫労働局、県下各労働基準監督署

4 協 賛

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県、兵庫県警察、一般社団法人兵庫労働基準連合会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部、公益社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部、神戸新聞社

5 対象業種

兵庫県下の全業種を対象とし、特に道路貨物運送業、新聞販売業を重点業種とする。

6 実施事項

(1) 兵庫労働局

- ア 業種別労働災害防止団体、業界団体等への文書要請
- イ 広報資料等の作成、配布
- ウ ホームページ等による広報活動

(2) 労働基準監督署

- ア 団体、事業場に対する交通労働災害防止対策の取組勧奨
- イ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知啓発
- ウ 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止に関する研修会を支援

(3) 協賛者

- ア 事業場の実施事項に対する支援
- イ 広報誌等による周知

(4) 事業場

ア 全業種共通事項

(ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ① 交通労働災害防止に関係する管理者（安全管理者、運行管理者等）を選任するとともに、管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。
- ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
- ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
- ④ 適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。
- ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- ⑥ 乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
- ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
- ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等）を行う。

(イ) 交通労働災害防止対策の研修実施

イ 道路貨物運送業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」

(イ) 次の事項を推進する。

- ① リスクアセスメント（危険有害性の調査及び措置の実施）を進める。
- ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

ウ 新聞販売業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」のうち、(ア)の①、④、⑤、⑥、⑦の事項

(イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。

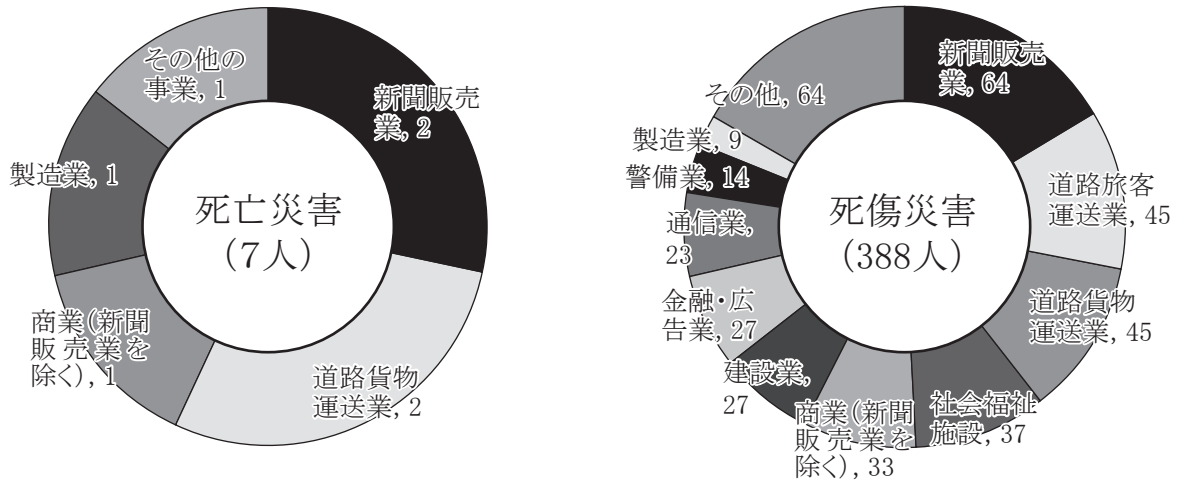
(ウ) 高齢者について、十分に配慮する。（被災者の多くを高齢者が占める。）

(エ) 次の事項を推進する。

- ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。
- ② 悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。
- ③ 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
- ④ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。
- ⑤ 配達時においてブレーキ点検などの「安全作業のポイント7」を励行させる。

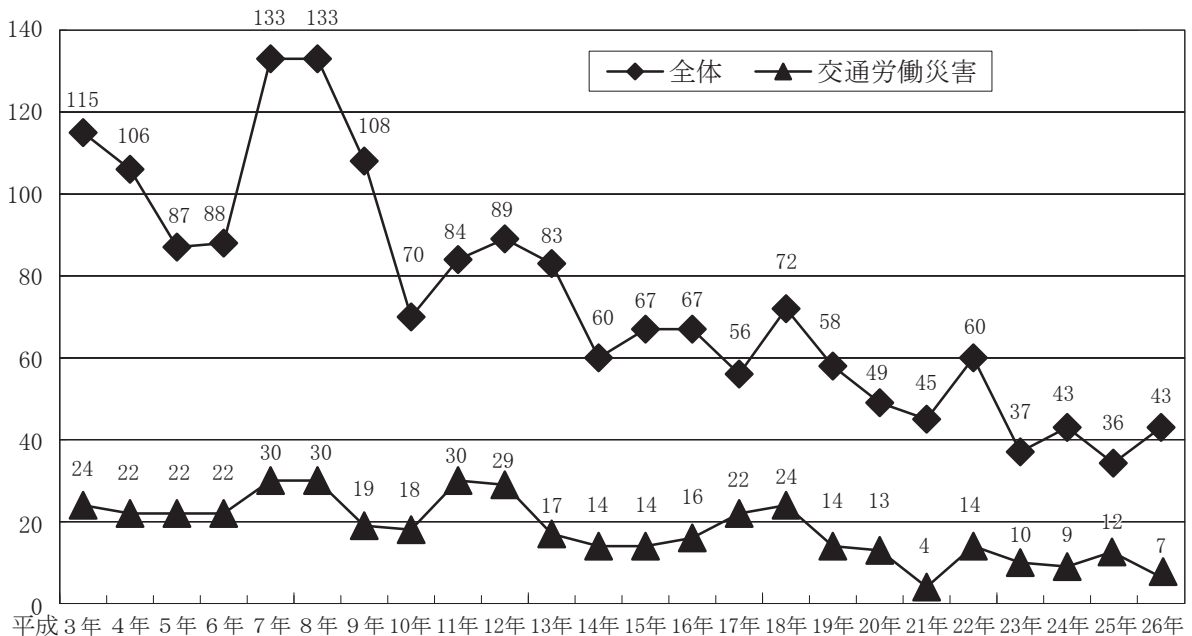
(参考)

兵庫県内の平成26年交通労働災害発生状況(単位:人)



注) 死傷災害: 死亡及び休業4日以上 of 災害
【死傷者数は労働者死傷病報告による】

兵庫県内死亡災害発生状況(平成3年～平成26年)(単位:人)



はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成27年11月11日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成27年11月12日(木) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無料 (陸災防兵庫支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

平成27年9月25日(金)～平成27年11月4日(水) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)

② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。
受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

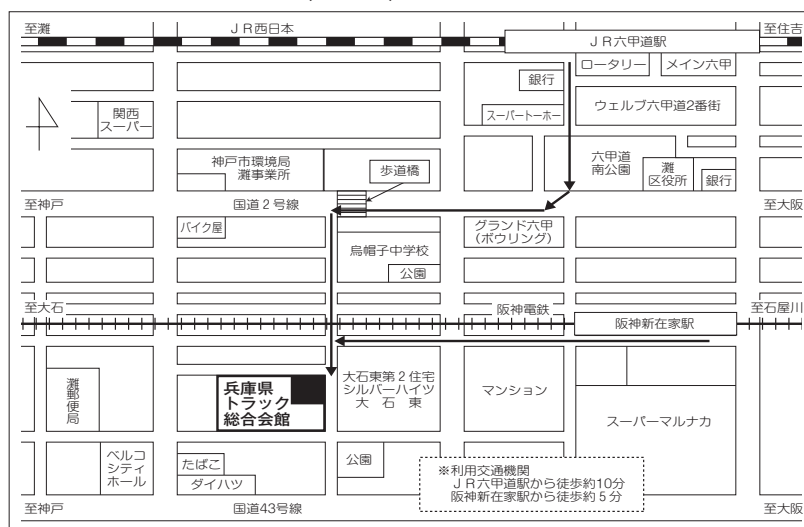
7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,160円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒 電話 (携帯電話)		本籍	都道府県
勤務先	所在地	〒 電話	F A X	
	名称			

本人確認		
------	--	--

証 明 書			
受講者氏名 _____ ㊟			
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に 年 月から 年 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。			
平成 年 月 日			
事業者名 _____			
事業者 _____ ㊟			
書替・再交付年月日	※ 年 月 日	本籍等確認書類	

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部
平成27年度 技能講習等 実施計画表(予定)

兵庫労働局長登録教習機関

◆ はい作業主任者技能講習 (各回 2日間)

講師氏名 (学科) 上野勝司、吉永良一、村上光三

実施日時			講習科目 (時間)	種類	実施場所
第2回	11月	11日(水)	9:00 ~ 17:00	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		12日(木)	9:00 ~ 17:00		
第3回	H28 2月	17日(水)	9:00 ~ 17:00	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		18日(木)	9:00 ~ 17:00		

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

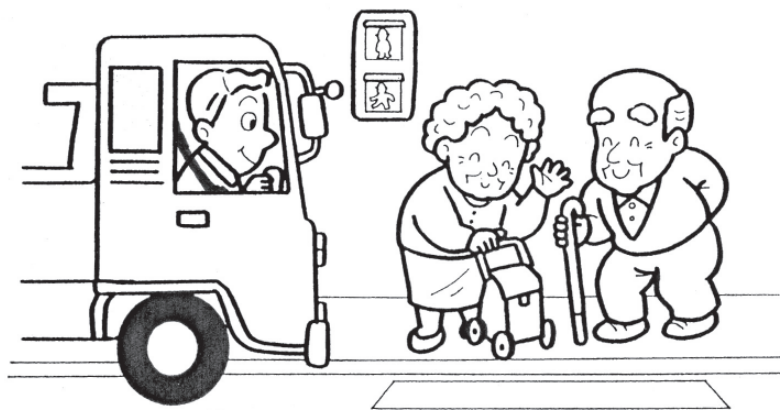
(登録有効期間満了日：平成31年3月30日)

————— * ————— * —————

【お知らせ】

トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」スクリーニング検査助成制度に係る指定検査・医療機関の追加がありました。

・ 神鋼記念病院検診センター 神戸市中央区脇浜町1-4-47 tel. 078-261-4356



OFF

きれいな空気を大切に…

アイドリングストップ宣言

(一社)兵庫県トラック協会

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成27年7月末現在）

（単位：円／リットル）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド		
	平 均	平 均	平 均	平 均		
J X 日 鉱 日	90.80	92.25	100.67	113.00	兵ト協 調 べ	
出 光	87.42	94.00	100.88			
J エ ナ ジ ー	86.50		100.00	116.26		
コ ス モ	86.48	93.00	97.27	100.00		
昭 和 シ ェ ル	85.75		90.70			
モ ー ビ ル	92.30					
エ ッ ソ	86.50	91.00	107.00			
そ の 他	88.76	92.98	95.36	95.78		
総 計	88.26	93.02	98.55	101.02		
27 ／ 6	全国平均	92.29	調査なし	99.86	101.38	全ト協 調 べ
	近畿平均	91.80		98.21	107.26	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／リットル）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成26年 8 月	119.58	123.35	127.49	125.87
平成26年 9 月	117.10	121.85	126.57	129.12
平成26年10月	114.67	119.06	124.51	127.20
平成26年11月	110.00	115.79	120.96	123.95
平成26年12月	105.81	112.47	117.67	120.98
平成27年 1 月	95.64	104.18	108.58	111.13
平成27年 2 月	82.24	89.21	97.08	102.49
平成27年 3 月	83.21	88.76	94.33	97.86
平成27年 4 月	86.68	91.67	95.28	101.22
平成27年 5 月	87.85	92.62	97.59	99.39
平成27年 6 月	89.26	92.86	96.45	100.81
平成27年 7 月	92.56	95.80	99.26	103.19
平成27年 8 月	88.26	93.02	98.55	101.02
年 間 平 均	97.91	103.12	108.02	111.09

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
27.7.27	東部	一般	八木トランステック(株)	八 木 崇 文	〒661-0976 尼崎市潮江5-7-7 TEL 06-6420-8566 FAX 06-6420-8577
7.31	丹有	一般	(株)サンライズエクスプレス	石 垣 雅 臣	〒669-1503 三田市乙原字矢口1448-6 TEL 079-560-3001 FAX 079-560-3021
8.6	兵庫	一般	(株)カシックス物流	藤 田 周 士	〒612-8244 京都市伏見区横大路千両松町 97 TEL 075-622-7117 FAX 075-621-7710
8.7	東播	一般 利用	(株)S・S・T	室 谷 小 夜 子	〒675-1374 小野市本町1丁目78-7 TEL 0794-63-6886 FAX 0794-62-0881
8.7	東播	利用	(株)ハレーワールド	室 谷 登 猛 子	〒675-1363 小野市古川町1165-1 TEL 0794-63-2577 FAX 0794-63-2250
8.10	丹有	一般 利用	(株)大光産業輸送	大 塚 節 男	〒651-1421 西宮市山口町上山口3-24-13 TEL 078-907-2122 FAX 078-904-3332

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
27.7.27	北播	一般	(株) 千 鳥 建 設	松 本 美 栄 子

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
27.6.3	158	代表者	菱 和 運 輸(株) 小 島 謙 二 郎	前 田 博 司
7.29	10	住所・代表者	総 合 陸 運(株) 伊丹市瑞原1-2-3 荒 池 善 治	伊丹市瑞ヶ丘1-43 上 鶴 芳 照
8.3	150	代表者	播磨西エナジック(株) 坪 田 樹	田 中 久 史
8.12	15	代表者	阪神特殊自動車(株) 足 立 君 弘・足 立 裕 亮	足 立 君 弘

協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
8・1	KTS「正副会長会議」	大 阪 市 大 成 閣	9・1	平成 27 年度「神戸市国民保護協議会」	神戸市役所
	兵青協 KTS「配車担当者(管理者)研修会・交流会」	大 阪 市 大 成 閣	3	適正化事業指導員全国研修「専門研修」	全 ト 協
3	取引環境・労働時間改善兵庫県協議会	兵 卜 協		全ト協 第 39 回ダンプカー部会	ホ テ ル セ ン ト ラ ー 博 多
	女性経営者交流会「正・副会長会議」	ホ テ ル セ ン ト ラ ー 大 阪		兵青協 KTS「正副会長会議」	三 宮 テ ー ミ ナ ル ホ テ ル
	物流政策・交付金委員会	兵 卜 協	4	交通安全県民大会	兵庫県公館
4	運行管理者試験事前講習会	兵 卜 協	5	「全国ドライバーコンテスト」兵庫県代表選考会	兵 卜 協
5	交通対策委員会	兵 卜 協	6	兵青協「親睦事業」	神 戸 ウ ィ ン 城
	兵庫県・播磨広域合同防災訓練 第 2 回全体会議	兵 庫 県 災 害 対 策 セ ン タ ー	7	天狼会 定例会	兵 卜 協
	国際海上コンテナ陸上輸送の安全確保のための近畿連絡会議	大 阪 合 同 庁 舎 4 号 館		第 2 回近畿自動車運送事業労働力確保対策検討会	運 輸 局
	兵青協第 3 回「評議員会」	兵 卜 協	8	環境対策委員会	全 ト 協
	環境対策委員会	兵 卜 協	10	輸送秩序改善連絡会(三木会)	兵 卜 協
6	適正化指導員及び支部指導員会議、支部事務局長会議	兵 卜 協	11	兵青協「近畿ブロック大会」	ホ テ ル グ ラ ン ヴ ァ イ ア 都 京
7	「神戸市防災会議」幹事会	神 戸 市 役 所 1 号 館 14 階 大 会 議 室	14	全ト協交通対策委員会	全 ト 協
	「神戸国民保護協議会」幹事会	神 戸 市 役 所 1 号 館 14 階 大 会 議 室	15	第 8 回近畿地域事業用自動車安全対策会議	運 輸 局
18	新規事業者指導講習会	運 輸 局	17	交通安全祈願祭・慰霊祭	生 田 神 社
	TV 会議システム利用の「特車オンライン申請講習」	兵 卜 協	21	秋の全国交通安全運動	
	神戸市道路利用者会議理事会・総会及び国土交通省との意見交換会	県	30	交通事故死ゼロを目指す日	
	平成 27 年度神戸市道路利用者会議理事会・総会及び国土交通省との意見交換会の開催について	パ レ ス 神 戸		— 10 月の予定 —	
	エコプロジェクト打合せ会議	兵 卜 協	10・1	第 20 回全国トラック運送事業者大会	A N A ク ラ ウ ン プ ラ ザ ホ テ ル 金 沢
20	海コン部会 定例役員会	兵 卜 協	3	兵青協「京ト協青年協議会設立 30 周年記念式典」	ウ ェ ス テ ィ ン 都 都 都 ホ テ ル 京 都
21	第 1 回輸送秩序確立委員会	兵 卜 協	7	取扱部会 研修旅行	中 部 電 力 火 力 発 電 所 他 視 察
23	第 1 回運行管理者試験	神 戸 フ ァ ヲ シ ョ ン マ ー ト		兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会	パ レ ス 神 戸 2 階
26	ドライバー採用定着成功事例セミナー	兵 卜 協	11	トラックの日イベント	姫 路 市 (姫路城を予定)
	乗務時間等告示違反営業所に対する巡回指導に係る事前研修会	兵 卜 協	14	労働安全・衛生委員会	全 ト 協
28	乗務時間等告示違反営業所に対する巡回指導に係る事前研修会(西ブロック)	大 卜 協	20	運輸安全マネジメント認定セミナー	兵 卜 協
	全ト協利用運送・積合部会正副部会長会議 他	全 卜 協		第 53 回兵庫県高圧ガス大会	兵庫県公館
30	平成 27 年度兵庫県・播磨広域合同防災訓練	東 播 磨 地 域 北 播 磨 地 域	24	第 47 回全国トラックドライバーコンテスト	茨 城 県 京 東
	— 9 月の予定 —		28	ドライバー採用定着成功事例セミナー	西 部 研 修 セ ン タ ー
9・1	自動車点検整備推進運動(強化月間)		30	整備管理者選任後研修	兵 卜 協
	平成 27 年度「神戸市防災会議」	神戸市役所		全ト協青年部会「四国ブロック大会」	ホ テ ル 日 航 高 知 旭 ロ イ ヤ ル ホ テ ル